

仕 様 書			
番 号	第C71号	部 隊 名	業務隊管理科
調達要求物品名	空調設備等借上	作 成	営 繕 班
規 格 等	下記のとおり	作成年月日	令和8年7月29日
		数 量	下記のとおり
特 記 事 項	1 規格等		
	(1) エアコン床置き型（5HP、3相200V）	22台	
	(2) ドレンアップキット	22台	
	(3) 窓用配管パネル	22台	
	(4) 発電機	2台	
	（オイルフェンス付、220／195KVA並列仕様）		
	(5) 発電機切換盤（主幹盤）	1台	
	(6) 組込分電盤	4台	
	(7) ケーブルプロテクター	1式	
	2 借上期間		
	令和8年9月11日（金）～同年9月15日（火）		
	3 設置場所		
	千葉県船橋市薬円台3-20-1		
	陸上自衛隊習志野駐屯地 体育館		
	4 設置時期		
	令和8年9月10日（木）までに設置完了		
	5 その他		
	(1) 作業時間は、原則設置時期の8時15分から17時までの間とする。		
	(2) 作業の際、駐屯地内の施設等に損傷を与えないよう十分に注意し実施すること。万一損傷させた場合は、速やかに官側へ報告するとともに、受注者の責任において補償するものとする。		
	(3) 設置位置については、別紙のとおりとするものの、細部は官側の指示によるものとする。		
	(4) 設置完了後、官側立会のもと、検査及び安全点検を実施するものとし、不備が認められた場合は受注者の責任において速やかに是正するもの		

	とする。また、借用期間中の故障・異常等の発生時の復旧に関しても、受注者側の負担とする。 (5) 発電機の試運転調整及び借上期間中に係る燃料は受注者側で準備すること。 (6) 発電機設置後に係る運転管理及び不具合対応は、受注者側で行うものとする。駐屯地内での燃料給油の際、発電機の切替（朝夕1日2回基準）及び切替時の点検・不具合時の緊急対応（24h対応）を行うこと。24h対応については、駐屯地内常駐を要するものではなく、官側より連絡を受けた際に1時間以内に対応するものとする。 (7) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、官側の指示によるものとする。 6 細部調整先 陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊 管理科営繕班
保証期間	借上期間中
検査方法	本仕様書に基づく